

意見書

施企第 42号

平成16年 8月23日

総務省 総合通信基盤局
電波部 電波政策課 御中

郵便番号 100-8979

住所 東京都千代田区霞が関3-3-2

氏名 日本道路公団

施設整備室長 石川 慎一

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

1. 経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定のあり方

電波監視等の恒常的業務に充てる費用については、無線局数で均等割りする料額算定方式について賛成します。

しかし、新たな使用料の導入に当たっては、次のとおり希望します。

当公団は高速道路等における安全で円滑な交通を確保することを使命としており、全国的に同様な道路管理が求められています。当公団の無線局は、この業務を遂行するために必要不可欠な設備であるとともに、地域格差のない運用が求められております。

このように、一般の経済活動での無線局とは異なり、道路交通管理に供するような公共性が認められる無線局については、新たな使用料は対象外として頂くことを希望します。

2. 免許不要局の扱い

E T CはI T S（高度道路交通システム）の一環として、料金所渋滞の緩和、料金所周辺の騒音や大気汚染等の環境改善等を目的として、平成13年11月より全国運用を開始し、平成15年11月末には高速道路のほぼ全ての料金所（約890料金所）に設置し運用しております。

現在の運用状況に関しましては、E T C車両の日平均利用交通量は約1,061,300台、全通行車両に対する利用率は約19.0%（平成16年7月末現在）と日々増加しており、引き続き、J Hとしては様々な普及対策について検討及び実施しているところであります。

しかし、E T C車載器が電波利用料徴収の対象となる場合、国として推進しているI T S事業の目的の達成に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、E T C車載器は小電力のため、他の無線局に混信を及ぼす恐れが少ないことから、電波利用料徴収の対象外として頂くことを希望します。

以 上